

經濟論叢

第七十四卷 第一號

企業とその形態……………小島昌太郎 (1)

企業利益の測定と貨幣價值不變の假定…鎌倉 昇 (10)

「植民地社會」における産業の生誕……………中西健一 (27)

アメリカ金融資本形成の一過程……………越後和典 (47)

〔昭和二十九年七月〕

京都大學經濟學會

「植民地社會」における産業の生誕

— アメリカ經濟政策史論序 —

中 西 健 一

現代の資本制世界に占めるアメリカの地位と役割とについては、その帝國主義政策の程をじかに感じ、身を以て植民地的隷屬の苦しみを味つてゐるわれわれ日本の國民にとつて、經驗的知識としては既に自明の事柄となつてゐる。

だがもちろん、アメリカとても生誕の當初より他民族を抑壓支配する帝國主義國であつたわけではない。逆にイギリス重商主義の壓迫の下に、これと斗いながら獨立を勝ちとり、資本制國として發足した記録を近々二百年足らずの過去にとどめてゐることは周知のとおりである。このような「收奪されし者」から「收奪者」へ轉化していつた歴史の辯證法の過程を、經濟構造の一定の發展段階が生み出す政策體系が資本の據點である産業構造の發展へ變貌に作用し、そのことがまた逆に政策の形成を規定して行くという相互運動の過程として把握してみようというのがわたしの課題であり、本稿ではその手がかりとして植民地期を對象とした。

一

ヘンリー七世治下の一四九七年イタリアの一船長ジョン・カボット [John Cabot] の航海によつて新大陸の一角に、その後約三世紀にわたる植民地支配の礎石を置いたイギリス帝國の植民政策が現實的に開花するには、更にエリザ

ベス（一五五八—一六〇三年）の出現による絶對王政の爛熟をまたねばならなかつた。¹⁾「地理的諸發見にともない商業上に起つて商人資本の發展を急速に高めたところの大きな諸革命²⁾」の時期に、封建貴族と共に絶對王制の階級的支柱を形成していた獨占的商人高利貸資本がオランダ、スペイン、フランスの先進舊帝國主義國と抗争しつつ、前期スチュアート朝ジェームス一世の特許狀 charter を得て一六〇六年ヴァージニアの地に植民制度を設立することによつて貿易利潤の獨占を策してより一六八二年にいたる間に、後のアメリカ合衆國を構成する母胎となつた十三植民地が開拓³⁾形成されたのである。従つてこのようにして形成された植民地社會における經濟構造⁴⁾政治的法律的諸制度は初發より全くイギリス本國の植民政策によつて規制されたのであり、われわれは植民地期の産業の存在形態を決定的に條件づけたものとしてまたその限りにおいて、このイギリス舊帝國主義の經濟政策體系⁵⁾いわゆる「重商主義」の展開の過程を明らかにすることより始めなければならぬ。周知のように本源的蓄積期における國家權力と結合した商業資本の政策たる重商主義はこのようなものとして自己を生み出した基盤である國內における資本制生産關係の發展とそれに對應する政治的⁶⁾權力構造的變質⁷⁾ともなつて三つの段階に分けられる。第一の「商取引をおこなつた諸國民からできるだけ多くの現金をまきあげ、うまいぐあいに手にいれた現金をたくみに關稅線内にとどめておく⁸⁾」という致富學⁹⁾—重金主義はイギリスでは百年戰爭以後十六世紀中葉エリザベス即位頃まで續いたが、やがて先に述べたように絶對王制の確立とこれに結びついて「特許貿易會社」に結集した獨占的商人資本の擡頭により「資本は、流通していればたえず増殖するが、金庫のなかでは死んでいる¹⁰⁾」ということが理解されるようになり、トーマス・マンの『重商主義論』（一六二二年）に理論的表現を見出す貿易差額主義の立場に移つていつた。だがこの時期には既に——十六世紀中頃から——展開し始めていたマニニファクチュア内部における、商業

高利貸資本から轉化し絶對王權と結びついた前期的マニユファクチュアと農村工業より成長し來つた近代的マニユファクチュアとの激しい對立抗争は、後者の階級的力の増大にともなつて、前期的マニユファクチュア商人高利貸資本の權力支柱たる絶對王制の打破「ビニールタン革命」及び「名譽革命」となつて爆發した。このブルジョア革命によつて、地主階級と同盟して權力を握つた商業資本は、前期的商人高利貸資本の如く、ほとんど生産的連繫をもたず主として詐偽購着を内容とするような仲介商業(Caring Trade)によつて「讓渡利潤」を收取するのとは異つて、多かれ少なかれ勃興しつづあるマニユファクチュア産業に基礎を有し、その發展を促進せしめる方向に作用しその意味では近代的な性格を擔いながら、他面では資本制生産様式確立後において産業資本の再生産過程の一特殊契機に格下げされた商業資本とも範疇的に異つていた。従つてこうした商業資本は貿易差額説が主張するような仲介貿易を主軸とする單なる一般的貿易差額に満足せず、貿易をその背後に在る産業の利害と關連させて把え、その立場から各取引國別の特殊的な貿易差額を重視すべきことを説いたのであつた。Parliamentary Collectivism の中心をなす産業保護主義 Protectionism であり、トリーの自由貿易に對するホイッグの保護貿易政策であつた。

二

ところで最初に述べたようにジェームス一世の時代に特權的貿易商人の事業として着手された植民地經營は、その過程においてブルジョア革命を経験し、したがつてその後百年にわたつてイギリス産業資本のための原蓄政策の一契機として苛烈な收奪の槓杆となつて「急速に發展しつづあつたマニユファクチュアに對し植民地は、販路と、市場獨占によつて強化された蓄積とを保證した。ヨーロッパ以外で直接に掠奪・奴隸化および強盜殺人によつて獲得された財寶が母國へ還

流獨占して、そこで資本に轉化した。」——植民地の上に重苦しくおおいかぶさつていたのはこの後、重商主義に外ならなかつた。そのことはトリオンの次のような言葉からも覗えるところである。「一六五一年の航海條令 Navigation Act 以前には植民者たちは相對的な商業の自由を享受していた⁹⁾。かくして、「重商主義の教義は植民地に適用されるや、その資源はイギリスを強力たらしめるために利用されるという政策に歸着した。このような方策の下に、植民地は、イギリスの工業のために原料を供給し、そのための完成製品の市場を提供するという帝國主義的プランにおける一定の、從屬的な役割を割當てられたのである。しかも同時に植民地と母國との間の大量の商品の交換はイギリスの船舶にとつて有利な仲介業をつくり出すものであつた、この政策を實現するために植民地は、特に貴重な生産物 (列舉品目 enumerated articles) はイギリスのみに輸出することを要請され、本國産業と競争するような商品を生産物をイギリスに送ることは許されなかつた。しかも彼等 (植民地住民—引用者) はその輸入品を母國から買わなければならず、したがつてこのような商品を植民地たちに供給するような工業は植民地では禁止された反面、母國にとつて價値のある産業が植民地につくり出されねばならなかつた¹⁰⁾。」とボガートはその所謂「經濟的帝國主義の決定的にして包括的な政策」の内容を要約的に説明しているがここでは問題を産業に及ぼした影響という點にしばつて、これら重商主義諸立法の内容を眺めることにしよう。

(1) 航海條令 一六五一年のクロムウェルの航海條令はオランダの海上權の奪取を目的として、英本國と植民地間の貿易をイギリス及び植民地の船舶に限定したものであつたが、この航海條令はその後幾度も更新改訂され植民地期を通じて存続した。一六六〇年には五一年の條令を一層詳しく規定すると共に植民地産の煙草・砂糖・棉花・藍・生姜および染料用材を「列舉品目」として、その外國への直接輸出を制禁した。一六六三年には植民地の輸入する

すべてのヨーロッパの商品を一度英本國を通じてしかる後イギリス又は植民地船舶によつてアメリカに運ばしめることによつて、「イギリス商業資本主義の支配する軌道の中に植民地をひき入れる意向を一層明らかにし」更に一六六九年には植民地生産物のスコットランド及びアイルランドへの直接輸出が禁止されるとともに「列舉品目」の數は漸次ふやされ、一七〇四—〇五年には米・糖蜜・船材・大麻マスト・帆船が、一七二一年に銅鑛石と海狸その他の毛皮が、一七六四年には鯨のひれ・獸皮・鐵・木材・生糸・ボタシム・眞珠灰がこれに追加指定され、一七六六年には實に、この「列舉表」は植民地生産物の殆んどすべてを網羅する程のものになつたのである。しかしながらこれらの航海條令の規定は勿論植民地人民によつて完全に履行されたものではなかつたが、ただ英本國と植民地との利害が一致したその中の一條項——植民地貿易をイギリス及び植民地船舶に限定した——のみは遵守され、それによつて齎らされた植民地の海運業及び造船業の發達がその關連産業との關係において植民地期の産業の構造形態を規定する一要因となるのである。

(2) 財政的收奪——關稅諸立法　租稅制度も亦植民地收奪の有力な手段である。重商主義的財政政策の中で重要な位置を占めていた關稅が植民地産業に密接な影響をもつに至るのはその後期においてであるが、それは上に述べたように航海條令によつて、イギリスに送られる植民地の商品に對する輸入稅並びにアメリカで消費されるためにイギリスより船積される外國製品に對する輸出關稅の形態をとつたが更に一六七二年には植民地相互間における「列舉商品」の取引にもイギリスの國內消費稅にひとしい額を課稅することによつて植民地の貿易（『産業』を統制した。その著しい例が一七三三年の「砂糖條令」(Sugar Act)である。これは外國港より植民地に輸入される砂糖、糖蜜、ラム酒に高率の關稅を賦課し、それによつて當時西印度諸島にあるフランス、スペイン、オランダの砂糖生

産地と北部アメリカ植民地との間に行はれていた貿易を切斷し、イギリス砂糖栽培地によるアメリカ市場の獨占を目的としたものであつた。この措置がそれまで低廉な糖蜜の輸入によつて利益を得ていたニューイングランドのラム酒醸造業を脅威したことは論ずるまでもない。

また一七〇〇年には植民地向毛織物の輸出税が廢止されたが、それは植民地に成長しつつあつた羊毛家内工業を壓殺するための措置であつた。ここでは二、三のもののみを摘記するにとどめたイギリス産業の保護を主眼として植民地の上に幾重にもはりめぐらされたこれらの、財政的收奪は「七年戦争」後一七六五年「印紙條令」(Stamp Act) 六七年「關稅徵收條令」(Customs Collecting Act)、「收益稅條令」(Revenue Act)に具體化し、民族解放の急速な傾斜を促す重要な契機となつたのである。

(3)工業に關する方策　これには特定の植民地工業を制限又は禁止するものと、母國工業と競争關係に立たず、むしろ本國産業政策の觀點より有利と考えられたが故に保護獎勵されたものとの區別があつた。前者についてはまづ一六九九年、大ブリテン、アイルランド及び植民地における毛織物工業統制法の一項としてイギリス毛織物工業の市場を確保する目的から同年十二月一日以降羊毛、毛糸、毛織物の植民地外への輸出が禁止され、違犯者には多額の罰金が課せられたが、後になつてイギリスにおいてこの政策の失敗が認められ逆に植民地産羊毛の本國への輸出獎勵が辨護されたような例に照らしてみてもわかるようにその立法的意圖に反して植民地農村における羊毛工業を促進せしめるという効果をもつたのである。次いで一七三二年にはイギリス議會はアメリカ産帽子の植民地相互間及びイギリス、ヨーロッパの輸出禁止に加えるにイギリスの徒弟條令のアメリカへの適用とニグロ労働者の雇傭制禁によつて、低廉な毛皮を原料とし植民地政府の放任によつて、スペイン、西印度諸島に市場を擴大しつつあつ

たニューイングランドを中心とする植民地帽子工業を制肘しようと企圖した。第三には製鐵業に對して向けられた諸制限であるがそれについては後に少しく立入つて論ずることにしてここでは省く。また直接的な工業の抑制と並んで、木綿、羊毛、リンネル及び絹織物業における職人と道具との母國よりの移入を嚴禁することによつて、間接的に植民地の競争産業の成長をおさえつけようとすることも試みられた。

重商主義政策論においては、このような制限方策の楯の反面は既に屢、述べたように、母國産業の原料資源として役立つ植民地工業の「保護育成」——收奪するための保護育成とは——である。このような意味から夙に、イギリスマーカントイリストによつて重要視されたのが、船舶用品 *Naval store* であつて、一七〇五年には、松脂、タールに噸當り四ポンド、大麻には六ポンド、帆柱、帆桁、斜檣には一ポンドの奨励金が支出され、生産と品質改善が勵行されたが、植民地の市場及び産業的條件に根をおろしてはいない人爲的政策には自ら限界があり、後になつてこのような「保護奨励」の弛緩するにつれ、これらのものは製材業と織物業とに轉回して行つた。その後一七六九年には生糸に、七一年には樺材、桶材にも同様の「育成」がなされた。¹⁴⁾

(4) 總括——重商主義政策體系の評價について 個別的な政策内容については是非を論ずることはしばらくおき、総合的な一つの體系としての重商主義が植民地産業に與えた影響についてどのような判定を下すべきであらうか。といつても、われわれは既に、植民地形成の意味を、まず植民地の側より、ついで「ヨーロッパがアメリカの發見及びそこへの植民によつて得た利益は何か」ということを「ヨーロッパを一大國と考へて、それがこれらの大事件によつて得た一般的な利益と各々の植民國がその植民地に對して有する權力と支配の結果としてその國が特にその國に屬する植民地から得た特殊の利益¹⁵⁾」という兩面から詳細に追求して、アダム・スミスの得た結論——「植民地貿

易の獨占は、重商主義の他の一切の低劣有害な方策と等しく、諸外國の産業を、そしてまた主としては植民地の産業を、抑壓するものといはねばならぬ。¹⁰⁾——を知つてゐる。だが、勃興し來つた産業資本の立場を代表して、剩餘價值法則の十全な展開を妨げている重商主義を批判したスミスはその限りで正しい見地は、その後の理論においては必ずしも繼承されなかつた。例えばトリオンなどはそれが「家内生産」Household manufacture に及ぼした作用のみを眼裡において、「全體としてみれば、前述した植民地工業に關しての方策（イギリスの諸政策——引用者）はすべて、家庭における製造業の量の増進に役立つた¹⁷⁾」と明快に断定してゐる。確かに重商主義的支配に對する植民地の抵抗がそのような效果をもつたという一面は否定されないとしても、問題の本質は決してこのように矮小化されてはならない。さすがにクラークは「若し當代の研究者たちが植民地製造業に關するイギリスの政策の影響について見解が一致せず、あるいは判斷を下し得なければ、われわれは今日その影響を正確に評價し、また若し植民地がその經濟的運命を形成する上に全く自由であつたとしたならばいかなる異つた結果が生じていたかを、どの程度の確かさをもつて推測すべきかは殆んど期待し得ない¹⁸⁾」と慎重な態度を示してゐるが結局「その發達の決定因としては自然的影響の方が政治的政策よりもはるかに重要である」と述べて解答をはぐらかしてゐる。

問題は評價の基準をどこに求めるかということに歸着するであらう。重商主義と植民地經濟構造との關係を、ブルジョア的生產様式の展開についての科學的見地「市場の理論」の立場においてとらえるのでなく單なる産業發展論的見地に皮相化してしまふとき、上に述べたトリオンやクラークなどの植民地期のアメリカ産業構造の代表的な研究者たちのような誤つた見解が生まれるのである。従つて、それは重商主義體制そのものの否定「『獨立革命』に導いた植民地社會の階級構成に與えた影響とアメリカ資本主義の原蕃前史ともいふべきこの時期に産業資本の生

成にいかん作用し、どのような特質を興えることになつたかという點に基準を定めて論斷されねばならない。第一の點についてはビット―グラフトン内閣の藏相タウンシェンドによつて一七六七年相次いで制定された所謂「タウンシェンド法」を直接の契機として、「威壓政策に轉回した」イギリス重商主義の矛盾は極點に達し、天才的なアデター・サム・アダムス、パトリック・ヘンリーなどに率いられたフリーホルダー的農民、マニユファクチュア的小資本、その生産的基盤に依據する商業資本などの小ブルジョア的發展を代表する勢力と職人、マニユファクチュア労働者、貧農、不自由労働者などの下層階級と南部のプランテーション地主という近代的階級關係の未成熟な發展の基礎の上に形成された民族解放の統一戰線――「愛國派」Patriotsと前期的大商人資本――寄生地主――植民地官僚より成る冗辨勢力――「王黨派」Royalistsとの分裂――抗爭を通じて、イギリス舊帝國主義の羈絆を脱し、獨立後の權力が、解放斗争の主力となつた中産下層階級より地主――商業資本階級の同盟の手に奪取され、連邦政府――原舊國家が成立するにいたる過程はきわめて興味深いが、小論ではそれに立入る余裕が與えられていない。第二の點については重商主義的壓迫の結果、生産手段生産部門においては特權的商業資本的支配が強く、消費資料生産部門においては農業よりの工業の分離獨立化が遅れ、従つて産業資本の自生的な發展を極めて旺盛なものとし――「産業革命」の遅れ――他面統一國家による強力な原蓄政策（＝ハミルトンの經濟政策）を楨杆としてのマニユファクチュア段階より工場制工業段階への急速な轉化（イギリスでは二百年以上もかかつた）という關係を強制するにいたつたことを指摘しておこう。

註(1) エリザベス時代はまだいわば舊植民制度 Old Colonial Gilbert & Wales Reign とが一五七八年と一五八四年とに植民地獨立の基礎工作の時代ともうべきであつて、Humfrey 民地特許狀 Colonial charterを得て、ニューファンドランド及

「植民地社會」における産業の生誕

びヴァージニアに企てた植民事業は失敗した。

- (2) 「資本論」第三卷四篇二十章長谷部譯日語版9三三—三頁、

(3) ヴァージニア・マサチューセッツ、コネティカット、ロード・アインランド、メリーランド、カロライナ、ニュージャージー、ペンシルヴェニア、デラウェア、ブリタニヤ、ニューハンプシャー、ニューヨークの各植民地は一六〇六—一六八二年までに完成され、ジョージアのみが一七三二年に併合されたがそれには王領、領主及び自治の三形態があつた。

- (4) エンゲルス「國民經濟學批判大綱」大月版マル・エン選集補卷五一九五頁

- (5) エンゲルス同一九六頁

(6) 堀江英一助教授は前者と特權的マニユファクチュア、後者を私的マニユファクチュアと名付けている。「西洋經濟史」(三笠經濟學全書第三卷)一三一頁參照

- (7) 大塚久雄「東インド會社と新大陸貿易」(「近代資本主義の系譜」所收)參照

- (8) 「資本論」第一卷七篇二十四章長谷部譯四三八四頁

- (9) Tryon, *Household Manufactures in the United States 1640—1860 A Study in Industrial History* (1917年) p. 14.

- (10) Bogart, *Economic History of the American People*, 2 Ed

第七十四卷 三六 第一號 三六

- (1985) PP. 162—163

(11) L.M. Hacker, *The Triumph of American Capitalism*, p. 86. 航海條令については同書及び更に一層詳細な論述を與えてゐる。その一つはG. L. Beer, *The Commercial Policy of England Toward the American Colonies* (1893年)

藤原守胤「アメリカ建國史論」上巻三四四—三六九頁を參照

- (12) V. S. Clark, *History of Manufactures in the United States 1607—1860* (1916) p. 23.

(13) 船舶用品に支出された獎勵金は一七〇六—一七二九年には四三萬一七八ポンド、一七二九—一七七四年には一〇二萬八五八四ポンドに達した。(Tryon, op. cit. p. 23)

- (14) アダム・スミス「國富論」第四篇八章大内譯岩波文庫版

(15) 同四〇二—四〇五頁參照

- (16) 「國富論」大内譯四三〇五頁

- (17) 「國富論」同 三四二頁

- (18) Tryon, *ibid.*, p. 27.

- (19) Clark, *ibid.*, p. 30.

クラークはこの問題について「植民地における産業の發達を妨害しようとする母國の政策は著しくその産業の進歩を阻害した」といふ Busching, *Entwicklung der Handelspolitischen Beziehungen Zwischen England und seinen Kolonien*, S. 71, S. 74

解とこれに對する *weeden Economic and Social History of new*

解も大同小異で正しくない。

England II. p. 723 との見解を擧げ、しかる後に、本文に引用

(10) これについては幾多の勞作があるが、さしあたっては A. Schlesinger, *Colonial Merchant and American Revolution* 1922

したような自説を述べてゐる G. L. Beer op. cit. p. 144. Elienor Lord, *Industrial Experiments in the British*

と邦語文獻としては鈴木圭介「アメリカ經濟史研究序説」(昭和二十四年日本評論社)第一章「アメリカ獨立戦争の經濟的背

Colonies of north America, Preface. A. A. Giesecke, *American*

景」を参照。

Commercial Legislation, before 1789, p. 1. など多くの論者の見

三

以上において、われわれは「植民地」アメリカに漸く萌芽しつつあつた工業にたいして向けられたイギリス重商主義政策の主要な内容を俯瞰し、その歴史的意義を顧みたのであるが、次に視點を鐵鋼業に限定して、この關係を一層具體的な形でとらえてみよう。

一六二〇年ヴァージニア植民地ジェームスタウンの近郊にはじめてイギリスより移植創設された製鐵業はその後ニューイングランドを中心に、植民地議會の特權的保護をうけながら、いわゆる「製鐵フランテーション」と呼ばれる數千エーカーの廣大な土地に經營主・勞働者の住宅、熔鑛爐、及び鍛鐵場、森林、木炭製造場、鐵鑛石採掘場、事務所から製粉所、製材所、鍛冶場、パン焼場、納屋、小麥畑、果樹園に至るまでを含んだ文字通りのミクロコスモスの組織を中心に、ユトレヒト條約後の時代からそれまでの沈滞を破つて次第に發展し始めるが、とくに十八世紀二十年代から獨立期にかけての發達はめざましく、建設された木炭熔鑛爐はペンシルヴェニア二〇、メリーランド一七、マサチューセッツ一四、ヴァージニア一四、ニュージャージー一八、ニューヨーク三、北方ロライナ三、ロ

ードアイランド二、コネティカットと合計八二を數え、イングランドとウェールズを合したより多くなり、生産能力においてもイギリスの一基當り平均二九四噸（一七四〇年）に對して三〇〇噸以上を産し、さらに鍛鐵場數においてもイギリスの一七一七年—一六、一七三六年—九五、一七五〇年—九三、一七七五年—一三五に比較して一七五以上にのぼり、イギリス製鐵業を凌駕する勢を示すにいたつた。

ところでT・S・アシュトンがそのユニークな研究『産業革命における鐵と鋼』の中で指摘しているように、燃料用木炭の涸渇に加えるに「かこいこみ運動」の進行にともなう森林の縮少によつて、十七世紀中頃から明白な衰退期に入つたイギリス製鐵業は、銑鐵及び棒鐵などの製鐵部門の不振にたいする、棒鐵よりの二次製品加工部門の相對的な發展という不均等な姿を示しながら、産業革命期の乘躍的發展を経験するまで全く停滞してしまつた。したがつてこのような植民地製鐵業の顯著な自立的發展は母國重商主義の立場からすれば放任し得るものではなく干渉、制限が必至となるのであるが、結論的にいへば、本國鐵鋼ブルジョア各階層間の相互關係すなわち「製鐵業者」—「鐵工業者」—「鐵工商人」の利害の分裂—對立の矛盾にみちた基礎の上に展開された植民地製鐵業にたいする抑制—保護の二面政策はそれ自體動搖と撞着とに終始せざるを得なかつた。

それはまづ一七一九年の「船舶用品法案」Naval Stores Bill をめぐる葛藤となつて現われた。この法案は植民地の船舶用品の生産を奨励し、それによつて北歐諸國への依存から脱却するとともに植民地における原料生産の育成と製造業の抑壓を目的としたものであるが、その中に鐵に關する條項を挿入するか否かについて、植民地産銑鐵の輸入關稅撤廢に反對する「製鐵業者」Iron master と關稅撤廢による植民地銑鐵の流入によつて自己の原材料を低廉に確保できるが故にこれに賛成し、逆に植民地における鐵製品と棒鐵の加工を制限する條項を主張した「鐵工業

者」Iron manufacturerとの争いを惹き起し、結局鐵についての項目は法案から除外された。

この企圖が不成功に終つて後も鐵鋼におけるイギリスの海外諸國への依存を植民地收奪を以て代えようとする重商主義的主張は執拗に續けられた。

William Byrd, Alexander Spotswood, Josiahuge, Joseph Booneなどの本國マーカンティリストと歩調を合せてペンシルヴェニア植民地總督ウィリアム・ケイトは一七二八年その「Short Discourse on the Present State of the Colonies in America with Respect the Interest of Great Britain」の中で「商務院」にたいして母國工業と競争關係にない製造業の一部門としての銃鐵及び棒鐵の植民地における育成を強く要望しているがジョン・オールドミクソンも同じく「近隣諸國とのわが國の貿易が、わが植民地産業にとつてどんなに不利になつてゐるかは最近の例にとくに明瞭に現われている。わが北部アメリカ大陸植民地には、イギリス製鐵業の必要に充分答へうるほどの鐵鑛石があることは疑問の餘地がない、もし彼地での製鐵とそれを輸入するための奨励とを與えらるゝならば。しかしバルチック諸國とイギリス製鐵業者との影響が、それを利用し、あらゆる必要な企てを試みるに當つての藉となつており、ために多量の鐵が地中に埋もれたまま放置されている。したがつて銃鐵その他の鐵製品が植民地からイングリランドに輸入されるならばフォージ用に使用される残り少ない木材資源の浪費が大巾に節約できるのでなく、アメリカ貿易に従事している船舶の「底荷」として、低い運賃で本國に輸送できるので、金屬製品加工業者や商人は廉價でそれ入手することができるようになり、當該産業は驚くべきほど増加し、かくてかれらの私的な利得のみでなく、國家の公共のストックが増すのである」。とその重商主義的見解を披瀝してゐる。(John, Oldmixon, *British Empire in America* 1741.)

一七三二年、植民地の製帽工業を制肘するための法案が上呈された際それに植民地からの銃鐵及び二次製品の輸出を禁止する項目を追加しようとするロンドンの鐵工業者及び商人の運動が失敗に終つた後一七三五年植民地製鐵

業をめぐる論争は激しい勢で再燃した。

問題のこのような顯在化に寄與した事情としては次のような點が考えられる。

(1) 一七三四年末スウェーデンが特定のイギリス商品の輸入を禁止し、毛糸・毛織・靴下を除く其他の全商品に制限的高關稅を課したために、イギリスの鐵工業者は植民地產鐵の低廉な入手によつてこの危窮を切りぬけようとし、その輸入關稅廢止を必要とするにいたつた

(2) 一七三五年植民地產鐵の最初の積出としてベンシルヴェニア、メリーランド、ヴァージニアから五五噸の棒鐵が輸入され、それが本國のフォージ業者を狼狽せしめた。

(3) この棒鐵がデプトフォード、ウールイツチ、チャサム、シアーネス、ポーツマス、ブリマスの六造船所で検査された結果デプトフォードで行われた僅かの部分を除き、他のすべては上質のスウェーデン產鐵と比肩しうる品質をもつてゐることが明らかにされた。

(4) 一七三五年以後數年間續いたイギリス製鐵業の不況。

かくて議會は何時の世にもかわることなき、製鐵ブルジョア各階層の錯綜した利權をめぐる争ひの増埒と化したのであるが、一七三七年四月の議會委員會の報告と何百通に上つた請願書、パンフレットの類を整理してみれば、これらの關係と要求とは次のようなものであつた。

(a) 製鐵業者は植民地から輸入される鐵鐵にたいする關稅率の低いのを不滿としその引上げによつてこれらの生産品の保護を要求した。

(b) フォージ經營主はアメリカ植民地からの鐵鐵の自由な無關稅輸入を有利とした。何故ならばそれによつてイギリス產鐵鐵との競争が起り、低廉な價格でそれを確保できるからである。

しかしかれらは自己の生産する商品たる棒鐵には高率の輸入關稅を存續せしめることを主張した。

(c) 二次製品加工業者は棒鐵の無關稅輸入と植民地における二次製品加工業者の制禁とを有利とした。

(d) 商人及び貿易業者は銑鐵及び棒鐵にたいする關稅廢止と植民地鐵工業の禁止とを要請していたが、それによつて、かれらの船舶でイギリス工業製品を植民地に運び、復路には植民地の銑棒鐵を本國に輸入することができるようであつた。この點においてかれらの利害は「鐵工業者」と一致し、屢々統一行動を結んで「製鐵業者」に對抗した。

(e) 毛織物商人もアメリカの銑鐵及び棒鐵の關稅廢止を欲したがそれは、毛織物製品を鐵と交換することによつて、毛織物の市場擴大をもくろんでいたからに外ならない。

だが國家權力はこのブルジョアジー相互間の矛盾——對立を調整し得ず、本國製鐵業の衰退——一七三八年以後は二次製品加工業者がとくに不振となつた——と植民地製鐵業の發展という相を複雑な思ひで眼前に見ながら、なすところなく一七五〇年にいたつた。一七四九年ロシアとスウェーデンが衝突し、フランスはスウェーデンに組し、英國はロシアを援助した。その結果スウェーデンからの鐵の輸入杜絶の惧れが生じ、議會はアメリカ植民地からの銑鐵及び棒鐵の輸入を促進するためにチャールス・タウンシェンド Charles Townsend を長とする委員會に法案の準備を命じた。先に述べたような資本の公然隠然たる葛藤が再び展開されたことはいうまでもない。しかし今度は前回と異なり一七五〇年四月成立した法令には、一七五〇年六月二四日以降植民地より大ブリテンに輸入される銑鐵にたいする一切の補助金・公課・關稅などの撤廢。ロンドンに輸入される棒鐵にたいするすべての關稅の廢止。但しロンドン以外の大ブリテン各地への輸入棒鐵には關稅が賦課されること。ロンドンに賣られる棒鐵は王立海軍造船所を除き、陸路又は水路にて其處から十哩以遠の地に運ばれ得ないこと・これを侵す場合には重罰が課されること規定されていたが、更にそれに加えて植民地における鐵工場 Slitting mill・製板工場 Plating mill 及び製鋼

爐の新設が禁止された。これをみればこの立法化に際して最も力を盡した階層がいかなるものであつたかは自ら明らかであらう。すなわちこの法令の制定はロンドンを中心とする「鐵工業者」の勝利を意味するものであつた。

さて、このような立法に具體化した母國重商主義政策にたいして植民地アメリカの製鐵業はどのような反應を示したであらうか。大ブリテンの植民地鐵鐵の無關稅輸入が獎勵されたにもかかわらず、噸當り三シリング九・五ペンスという低い關稅の撤廢位では、多量の鐵鐵が植民地より本國に輸送されるのを期待するのが無理であつた。一七二〇年代からこの法令制定の時期までは年平均二千噸の鐵鐵がイギリスに送られていたが一七五〇年以後若干は増加したが殆んど大差なかつた。(第1表参照)

1 植民地より大ブリテンへの鐵鐵輸出量 (1750~1755年)

年次	鐵鐵	棒鐵
1750年	2,922 トン	5 トン
1751	3,208	5
1752	2,979	80
1753	2,736	246
1754	3,242	269
1755	3,489	389

Harry Scrivenor, *History of the Iron Trade. Appendix.*
P. 340 (トン未満略)

だが棒鐵の場合にはやや事情が異つていた。一七五〇年以前には外國又は植民地からイギリスに輸入される棒鐵に課せられた關稅はイギリス船舶によつて運ばれた場合でも噸當り二ポンド一シリング六ペンスで外國船舶の場合には更に多かつた。それ故ロンドン地方の棒鐵の輸入を獎勵するためこの關稅を撤廢した規定は植民地フォージマスターを刺戟し、輸出の増加が期待された。だが事實は一七五一年五噸、五二年八〇噸その後の四年間平均二七〇噸と微々たるものであつた。(第1表参照)。

このように植民地製鐵業を母國製鐵業の原材料生産者たらしめようとしたイギリスマーカントイリスの思惑が見事にはばまれた秘密はこの時期には既にある程度植民地國內市場の形成が行われつつあつたことに求められねばならない。植民地の鐵鐵や棒鐵は植民地内において鐵製器具・道具・その他の製品加工に十分な需要を見出して

たのである。

かくして一七五〇年の政策の成果上からざるを見たイギリス重商主義者はさらに一七六四年鐵を「列舉商品」に指定することによつてその意圖を貫こうとした。その結果鉄及び棒鐵の輸出はある程度強制的に増加せしめられた。(第2表參照)。

しかしながらこの植民地より輸入された鉄及び棒鐵は幾分増加したとはいへ急速に發展しつゝあつた産業革命前夜のイギリス資本主義にとつては極めて不十分なものであつた。そのことは外國より輸入される量に比較して植民地からの輸入量が問題にならない程僅かであつたことによつても明らかである(第3表參照)。

すなわちイギリス重商主義の企圖はまたしても失敗に歸したのである。

他方植民地における截鐵工場、製板工場、製鋼爐の新設を禁止した規定も六〇年代以後になると公然と無視された。

この法律にたいする植民地製鐵業者の不服従の若干例を示せば、ペンシルヴェニアでは一七五〇年の法令には同年六月二十四日以前に設立されている截鐵工場・製板工場、製鋼爐は各植民地總督を通じて「商務院」に報告するように規定されていた。しかるに

2 植民地より大ブリテンへの鐵輸出量 (1761~1776年)

年次	鐵	棒鐵
1761年	2,766トン	39トン
1762	1,766	122
1763	2,566	310
1764	2,554	1,059
1765	3,264	1,078
1766	2,887	1,257
1767	3,318	1,325
1768	2,953	1,989
1769	3,401	1,779
1770	4,232	1,716
1771	5,303	2,222
1772	3,724	965
1773	2,937	837
1774	3,451	639
1775	2,996	916
1776	316	28

3 大ブリテンの棒鐵輸入量

年次	外國から	アメリカから
1761年	42,328トン	39トン
1765	50,294	1,078
1769	46,848	1,779
1771	43,614	2,222
1773	45,541	837
1775	40,771	916
1776	49,828	28

H. Scrivenor, *History of the Iron Trade, Appendix*, P. 343.

H. Scrivenor, *History of the Iron Trade, Appendix*.

PP. 343—344 (トン未満略)

この地方の指導的製鐵業者である William Branson はファイデルフィアとシユイルキル峽谷とに製鋼爐を所有していたが前者のみ報告して後者は届出なかつた。また Joseph 及び Samuel Pott はシユイルキル峽谷のバインフォージに George Egg はチャールズフォージに Mark Bird はバーツボロの近くにそれぞれ禁を破つて鐵鐵工場を設立した。ニュージーアーシーでは Samuel Ocker がブーントンの近郊で禁斷の鐵鐵工場を經營したが、彼は大胆にもそこに必要な製鐵工の雇傭廣告を公然と行つた。しかもこれにたいして何の壓迫も加えられることなく、ニュージーアーシーでは獨立以前に四つの壓延及び鐵鐵工場が操業していた。しかもこのような製鐵ブルジョアジーの抵抗は植民地權力機構をも捲きこみ、本來イギリス舊帝國主義權力の先端として植民地製鐵業を監視し支配すべき「總督」Governor まだが自己の任務を放棄するにいたり、重商主義的威令は地に墜ちた。

一七五〇年以後「商務院」は各種植民地總督にたいして、その治下の製鐵業の規模と年産製鐵量とについての報告を求めたのであるが、それに對して例えば、ペンシルヴェニア植民地總督 Denry は一七五七年、同地方に入つのフォージがあり、その他に二つある筈だが、自分の所に報告が上つてないので明瞭でないと報告しているが、事實は當時この植民地には少くとも三〇のフォージがあつた。

マサチュセッツ總督 Bernard にいたつては更に徹底しており「商務院」の要請にたいして「わたしの所えさせ報告の上つてこないような年々の工業報告を貴下のところへ送る必要を認めない」と答え、ニューヨークの Ocker はさわめて不十分な報告を送つておいて「最近設立されたマニユファクチュアについては全くでたらめなことしか知らされてないので、どうにも仕方がありません」と述べている。しかしながらすべての植民地のガヴァナーがこのようであつたわけではない。ニュージーアーシー總督 William Franklin は一七六八年「商務院」の要請にたいして、リンネル・羊毛などの少量の家内生産の製品を別にすれば、粗惡な窓ガラスや燭などをつくつていたガラス工業の施設のみを報告しておくようにという父ベンジャミン・フランクリンの忠告を

しりぞけて、その治下の製鐵業に關する正確な報告を提出した數少い植民地總督の一人であつた。

かくして植民地國內市場の漸次的な形成を背景として、その再生産軌道の重要な一環を擔い資本としての確立に向つて進みうる力を蓄積した植民地鐵鋼業にとつてイギリス重商主義政策は完全な桎梏と映じかれらをして、植民地を收奪し、その再生産軌道の確立を阻害し、生産力の發達を抑制する舊帝國主義體制よりの解放の斗いに積極的に参加せしめるにいたるのである。

われわれは「獨立宣言」の署名者の中に George Ross, George Taylor, James Smith, Stephen Hopkins, Charles Carroll などの製鐵マニファクチュアブルジョアの名前を見出し、植民地軍事指導者の中に有名な Principio Company のパートナーたりし父をもつジョージ・ワシントンをはじめ William Alexander, Nathaniel Greene, William Thompson, Daniel Uree, Mark Bird その他の多くの製鐵資本との關係の深い人々の名を發見することができぬ。

「獨立戰爭」における植民地軍の兵器供給においてこれら鐵鋼マニファクチュアの果たした役割については贅言するまでもなからう。

註(1) 植民地時代のアメリカ製鐵業の發展については詳細な記述は省略する。例えば市川弘勝「アメリカ鐵鋼業の發展」第一章参照。

(2) T. S. Ashton, *Iron and Steel in the Industrial Revolution*, P. 13.

(3) イギリスでは當時銑鐵及び棒鐵を生産する者を「製鐵業者」*Iron Master* と稱し、これに加工して種々の鐵製品を生産する者を「鐵工業者」*Iron manufacturer* と呼んでゐた。

(4) とつても勿論すべての製鐵ブルジョアが獨立のための斗いに参加したのではない。本稿においては立入らなかつ

「植民地社會」における産業の生誕

第七十四卷 四六 第一號 四六

たが製鐵マニユファクチュアにおいても全般的には特權的商人資本的勢力が強かつたが既に非商人資本的勢力の擡頭がみられていたし、またハツカーの述べているように十八世紀二〇年代

本稿は文部省二十八年度綜合科學研究費が與えられた「日本産業構造論」中の部門課題「英・米産業構造との比較研究」についての報告の一部をなすものである。

からの發展とともにイギリス資本と奴隸労働とを使用して鐵鑛石埋藏地の土地貴族が製鐵マニユファクチュアの經營に着手するようになった例がみられ、その代表が *Principio Company* であるが、これらの製鐵資本がロイヤリストとなり、あるいは動搖・日和見に終始したことはその冗辨的性格の當然しからしめるところであつた。(L. Hackl, *op. cit.*, P. 135—136)

追記 編集上の都合により大幅な削減を餘儀なくされたため植民地産業構造の生誕を論じた部分を除外せざるを得なくなりきわめて不合理な形になつたことをおことわりしておく。尙表題はそのままにした。

執筆者紹介

小島昌太郎

京都大學名譽教授

鎌倉昇

京都大學助手

中西健一

京都大學大學院研究獎學生

越後和典

京都大學大學院研究獎學生